

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その1)

税 目	課 税 標 準		昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度								
市 民 税	個 人	均等割	800円	700円	700円	700円	600円（府税100円）								
		所得割-前年において納付すべき所得税額	18%	18%	18%	18%	13%（同上 5%）								
	法 人	均等割	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円（同上600円）								
		法人税割-法人税額	-	創設 15%	（昭27.1.1以降 決算分）12.5%	12.5%	（昭29.4.1以降決算分）7.5%（同上 5%）								
固 定 資 産 税 （ 目 的 税 ）	当該年度の初日の属する年の1月1日における価格	土地、家屋 償却資産	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%								
都 市 計 画 税		土地、家屋	-	-	-	-	-								
自 転 車 税	2 輪 車	1台に付年額	200円	200円	200円	200円	自 転 車 自 転 車 荷 車 荷 車 税	2 輪 車	200円						
	3 輪 車	同 上	300円	300円	300円	300円		3 輪 車	300円						
	原動機付2輪車	同 上	-	-	400円	400円		原動機付2輪車	400円						
	〃 3輪車	同 上	-	-	500円	500円		〃 3輪車	500円						
荷 車 税 〔自転車 荷車税〕	荷 積 牛 馬 車	1台に付年額	800円	800円	800円	800円	荷 車 荷 車 税	荷 積 牛 馬 車	800円						
	荷 積 大 車	同 上	400円	400円	400円	400円		荷 積 大 車	400円						
	リヤカーその他	同 上	200円	200円	200円	200円		リヤカーその他	200円						
		(別に月割課税を創設) 昭29.4.1より両税統合													
市 た ば こ 消 費 税	たばこ専売法第34条第1項の小売価格		-	-	-	-	(創設)10/115(府税5/115)								
電 気 ガ ス 税	電気又はガス料金		10%	10%	10%	10%	10%								
広 告 税 (宣伝広告税)	1号広告 (交通運輸機関又は交通運輸業の設備によるもの)	広告料金	20%	20%	法 定 外 普 通 税 として (昭二七・七・一以降、 宣 伝 広 告 税 を 創 設 を 設 廃 止)	20%	20%	1号広告 〔ネオン サイン 電光等〕	1個の表示面積	特等地 100円 1等地 70円 2等地 50円 3等地 30円					
	2号広告 (映画、気球、電気、音響設備等)	同上	20%	20%		20%	20%		1個の表示面積						
	3号広告 (立・掛看板、のぼり、旗)	1個、1坪又は その端数に付	60円	60円		60円	60円				1坪迄毎に月額				
	4号広告 (ポスター)	1個に付	6円	6円		6円	6円								
	5号広告 (電柱又はこれに類するもの)	1個に付月額	特等地	30円		30円	30円		30円	2号広告 (建植看板、額面広告等)		同上	同上	特等地 100円 1等地 70円 2等地 50円 3等地 30円	
			1等地	20円		20円	20円		20円						
			2等地	15円		15円	15円		15円						
	6号広告 (建植看板、額面広告、どん帳、引幕、照明等)	1坪又は端数に付月額	3等地	10円		10円	10円		10円	3号広告 (立・掛・置看板等)	同上	同上	60円		
			特等地	100円		100円	100円		100円		4号広告 (ポスター)			1個に付	6円
			1等地	70円		70円	70円		70円						
7号広告 (電話番号記入表によるもの)	広告料金	2等地	50円	50円	50円	50円	5号広告 (電柱広告等)	1個に付月額	同上	1等地 20円 2等地 14円 3等地 10円					
		3等地	30円	30円	30円	30円									
		8号広告 (ちらしによるもの)	千個又は端数に付	50円	50円	50円					50円	6号広告 (ちらしによるもの)	千個又は端数に付	50円	
		7号広告 (映画、気球、音響施設)	宣伝広告料金の	20%											
商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額		3%	昭26.8.31まで 3% 昭26.9.1から 4%	4%	4%	4%								
鉦 産 税	鉦物又は砂鉦の価格		1%	1%	〔課税対象消滅のため廃止〕										
接 客 人 税	芸妓及びこれに類する接客人		400円	400円	(昭27.8.1より廃止)										
	その他の接客人		200円	200円											

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その2)

税 目	課 税 標 準		昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度				
市 民 税	個 人	均等割	600円（府税 100円）	600円（府税100円）	600円（府税100円）				
		所得割-前年において納付すべき所得税額	13%（同上 5%）	15%（同上 5.5%）	15%（同上 6%）				
	法 人	均等割	2,400円（同上 600円）	2,400円（同上600円）	2,400円（同上600円）				
		法人税割-法人税額	昭30.6.30以前 7.5% （同上 5%） 昭30.9.30以前 7.5% （同上 5.3%） 昭30.10.1以後 8.1% （同上 5.4%）	8.1%（同上 5.4%）	8.1%（同上 5.4%）				
固 定 資 産 税	当該年度の初日の属する年の1月1日における価格	土地、家屋 償却資産	1.4%	1.4% ○国有資産等所在市町村交付金及び納付金制度を創設	1.4%				
（ 目 的 税 ） 都 市 計 画 税		土地、家屋		0.1% （創設） ○旧茨田町、旧長吉村を除く	0.2%				
自 転 車 荷 車 税	自 転 車	2 輪 車	200円	自 転 車 原動機付(1種) 総排気量0.05ℓ又は 定格出力0.6kw以下 500円 原動機付(2種) 同上の超 1,000円 その他 200円 荷 荷積牛馬車 800円 荷 荷積大車 400円 車 リヤカーその他 200円	500円 1,000円 200円 800円 400円 200円				
		3 輪 車	300円						
		原動機付2輪車	400円						
		〃 3輪車	500円						
荷 車	荷 車	荷 積 牛 馬 車	800円	荷 荷積牛馬車 800円 荷 荷積大車 400円 車 リヤカーその他 200円	200円 800円 400円 200円				
		荷 積 大 車	400円						
		リヤカーその他	200円						
		（別に月割課税を創設）							
市 た ば こ 消 費 税	たばこ専売法第34条第1項の小売価格		10/115(府税5/115)	9/100(府税8/100)	9/100(府税8/100)				
電 気 ガ ス 税	電気又はガス料金		10%	10%	10%				
宣 伝 廣 告 税	1号広告	ネオン サイン 電光等	1個の表示面積1坪迄毎に月額	特等地	100円	100円	100円		
				1等地	70円	70円	70円		
				2等地	50円	50円	50円		
				3等地	30円	30円	30円		
				特等地	100円	100円	100円		
				1等地	70円	70円	70円		
				2等地	50円	50円	50円		
				3等地	30円	30円	30円		
				2号広告	（建植看板、額面広告）	同上			
				3号広告	（立・掛・置看板等）	同上			
				4号広告	（ポスター）	1個に付			
				5号広告	（電柱広告等）	1個に付月額			
	6号広告	（ちらしによるもの）	千個又は端数に付						
	7号広告	（映画、気球、音響施設）	宣伝広告料金						
	商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額		4%	4%	4%			

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その3)

税 目	課 税 標 準		昭和33年度	昭和34・ 35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	
市 民 税	個 人	均等割 所得割-前年において納付すべき所得税額の (昭和36年まで、37年度以降は課税総所得 金額等)	600円 (府税100円) 18.5% (府税7.5%)	600円(府税100円) 20%(府税8%)		600円(府税100円) 2%～14%の超過累進税率 (府税、2%と4%の超過累進税率)					
		均等割 法人税割-法人税額	2,400円(府税600円) 8.1%(府税5.4%)							2,400円(府税600円) 8.4%(府税5.5%)	2,400円(府税600円) 8.9%(府税5.8%)
固定資産税	当該年度の初日の属する年の 1月1日現在における価格		土地、家屋 償却資産	1.4%							
(目 的 税) 都市計画税			土地 家屋	0.2%							
軽自動車税	・原動機付自転車 1種(総排気量0.05ℓ以下又は定格出力0.6kw以下) 2種(同上の超) ・軽自動車及び小型特殊自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗 用 貨物用 2輪の小型自動車 (別に月割賦課税及び月割還付)		(創設) 500円 1,000円 2,000円 2,500円	500円 1,000円 1,500円 2,000円 3,000円 2,500円 2,500円				500円 1,000円 1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,500円 その他 3,000円 2,000円			
市 た ば こ 消 費 税	小売価格(36年度まで) 市内売渡し本数×全国平均小売単価(37年度以降)		11%(昭和33. 4. 1売渡しのものから) (府税8%)			12%(昭和37. 5月申告分以降) (府税9%)	13.4%(昭和38. 5月申告分以降)	15%(昭和39. 5月申告分以降)			
電 気 ガ ス 税	電気又はガス料金		10%			9%(昭和37. 6月申告分以降)	8%(昭和38. 5月申告分以降)	7%(昭和39. 5月申告分以降)			
商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額		4%								
宣伝広告税	1号広告	ネオン サイン 電光等	1個の表示面積3. 3㎡ 毎に月額	特等地	100円						
				1等地	70円						
				2等地	50円						
				3等地	30円						
	2号広告	(建植看板、額面広告等)	同	特等地	100円						
				1等地	70円						
				2等地	50円						
				3等地	30円						
	3号広告	(立・掛・置看板等)	同上	60円							
	4号広告	(ポスター)	1個に付	6円							
5号広告	(電柱広告等)	1個に付月額	特等地	30円							
			1等地	20円							
			2等地	15円							
6号広告	(ちらしによるもの)	千個又は端数に付	10円								
7号広告	(映画、気球、音響施設)	宣伝広告料金	50円								
◎〔交通運輸機関又は交通運輸業 の設備による上記1号～5号〕		宣伝広告料金	20円								

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その4)

税 目	課 税 標 準	昭和42・ 43年度	昭和 44年度	昭和45～ 47年度	昭和 48年度	昭和 49年度	昭和 50年度	昭和51年度	昭和 52年度	昭和53年度		
市 民 税	個 人 均等割 所得割・・・総所得金額等	600円(府税100円) 2%～14%の超過累進税率						1,700円(府税300円) 2%～14%の超過累進税率				
	法人均等割	資本金1,000万円以下 2,000円 " 1,000万円超 4,000円						① 資本金1,000万円以下 7,200円 8,000円 ② " 1,000万円超 12,000円 24,000円 (③を除く) ③ 資本金1億円超 24,000円 80,000円 従業者100人超	① 資本金50億円超 { 従業者 100人超 800,000円 " 100人以下 80,000円 ② 資本金10億円超 { 従業者 100人超 400,000円 50億円以下 " 100人以下 80,000円 ③ 資本金1億円超 { 従業者 100人超 80,000円 10億円以下 " 100人以下 24,000円 ④ 資本金1,000万円超 24,000円 1億円以下 ⑤ ①～④以外 8,000円			
	法人税割・・・法人税額	8.9%(府税5.8%)		9.1%(府税5.6%)		12.1%(府税5.2%)		14.5%(不均一課税)(府税6.2%(不均一課税))				
	固定資産税	1.4%										
都市計画税	賦課期日現在の価格	0.2%								0.3%		
軽自動車税	①原動機付自転車 1種(総排気量0.05ℓ以下) 2種(同上の超)	500円 1,000円	500円 1,000円						①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 650円 " 0.05ℓ超0.09ℓ以下 1,000円 " 0.09ℓ超 1,300円			
	②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗 用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他	1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 — 1,500円 3,000円	1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 1,500円 1,500円 3,000円						②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪以上のもの 自家用(営業用) 乗 用 5,900円(5,200円) 貨物用 3,300円(2,900円) その他 2,000円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,500円 その他 3,900円			
	③2輪の小型自動車	2,500円	2,500円						③2輪の小型自動車 3,300円			
	市 た ば こ 消 費 税	市内売渡し本数×全国平均小売単価	18.1%(府税10.3%)									
	電 気 税	電気料金	7%			6%	5%					
	ガ ス 税	ガス料金	7%			6%	4%	3%	2%			
	特 別 土 地 保 有 税	保有分・・・取得価格 取得分・・・ "				(創設) 1.4% (創設) 3%						
	商 品 切 手 発 行 税	商品切手の発行額	4%									
	宣 伝 広 告 税	広告の表示面積、数量、宣伝広告料金	昭和33年度以降に同じ									
	事 業 所 税	資産割・・・事業所床面積							(創設) 1㎡につき 300円			
従業者割・・・支払給与総額								0.25%				
新增設分・・・新增設事業所床面積								1㎡につき 5,000円				

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その5)

税目	課税標準	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度
市 民 税	個人均等割	1,700円(府民税300円)	2,000円(府民税500円)				
	所得割・・・総所得金額等	2%～14%の超過累進税率	2%～14%の超過累進税率				
	法人均等割	① 資本金50億円超 ② 資本金10億円超 50億円以下 ③ 資本金1億円超 10億円以下 ④ 資本金1,000万円超 1億円以下 ⑤ ①～④以外	従業員 100人超 〃 100人以下 従業員 100人超 〃 100人以下 従業員 100人超 〃 100人以下	800,000円 80,000円 400,000円 80,000円 80,000円 24,000円 24,000円 8,000円	① 資本等の金額が50 50人超 年額 1,200,000円 億円を超える法人 50人以下 年額 160,000円 ② 資本等の金額が10 50人超 年額 700,000円 億円を超え50億円以 50人以下 年額 160,000円 下である法人 ③ 資本等の金額が 50人超 年額 160,000円 1億円を超え10億円 50人以下 年額 60,000円 以下である法人 ④ 資本等の金額が 50人超 年額 60,000円 1,000万円を超え1 50人以下 年額 48,000円 億円以下である法人 ⑤ 資本等の金額が 50人超 年額 48,000円 1,000万円以下の法人 50人以下 年額 16,000円	① 資本等の金額が50 50人超 3,000,000円 億円を超える法人 50人以下 400,000円 ② 資本等の金額が10 50人超 1,750,000円 億円を超え50億円以 50人以下 400,000円 下である法人 ③ 資本等の金額が 50人超 400,000円 1億円を超え10億円 50人以下 150,000円 以下である法人 ④ 資本等の金額が 50人超 150,000円 1,000万円を超え1 50人以下 120,000円 億円以下である法人 ⑤ 資本等の金額が 50人超 120,000円 1,000万円以下の法人 50人以下 40,000円 ⑥ 上記①～⑤に掲げる法人以外の法人等 40,000円	
	法人税割・・・法人税額	14.5%(不均一課税)(府税6.2%(不均一課税))		14.7%(不均一課税)(府税6.0%(不均一課税))			
	固定資産税						
都市計画税	賦課期日現在の価格	0.3%					
軽自動車税	①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下 〃 0.09ℓ超	700円 1,100円 1,450円					1,000円 1,200円 1,600円
	②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他	2,200円 2,850円 自家用(営業用) 6,500円(5,200円) 3,650円(2,900円) 2,200円 1,500円 4,300円					2,400円 3,100円 自家用(営業用) 7,200円(5,500円) 4,000円(3,000円) 2,400円 1,600円 4,700円
	③2輪の小型自動車	3,650円					4,000円
	市たばこ税	市内売渡し本数×全国平均小売単価(60年度以降) 市内売渡し小売定価及び本数					
	電気税	電気料金					
	ガス税	ガス料金					
	特別土地保有税	保有分・・・取得価格 取得分・・・					
	商品切手発行税	商品切手の発行額					
	宣伝広告税	広告の表示面積、数量、宣伝広告料金					
	事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 300円	1㎡につき 500円			
従業者割・・・支払給与総額		0.25%	0.25%				
新增設分・・・新增設事業所床面積		1㎡につき 5,000円	1㎡につき 6,000円				

(1) 大阪市税の税率変遷(その6)

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その7)

税目	課税標準	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市 民 税	均等割	3,000円(府民税1,000円)		3,000円(府民税1,000円)								3,000円 (府民税1,000円)
	個人所得割・・・総所得金額等	3%～12%の超過累進税率		3%～10%の超過累進税率								6%(府民税4%)
	法人均等割	① 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円								
			50人以下	410,000円								
		② 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	1,750,000円								
			50人以下	410,000円								
		③ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	400,000円								
			50人以下	160,000円								
		④ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人超	150,000円								
			50人以下	130,000円								
	⑤ 資本等の金額が1,000万円以下である法人	50人超	120,000円									
		50人以下	50,000円									
	⑥ 上記①～⑤に掲げる法人以外の法人等	50,000円										
	法人税割・・・法人税額	14.5%(不均一課税) (府税6.0%(不均一課税))										
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%										
都市計画税		0.3%										
軽自動車税	①原動機付自転車											
	総排気量0.05ℓ以下	1,000円										
	〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下	1,200円										
	〃 0.09ℓ超	1,600円										
	ミニカー	2,500円										
	②軽自動車及び小型特殊自動車											
	ア 軽自動車											
	2輪のもの	2,400円										
	3輪のもの	3,100円										
	4輪以上のもの	自家用 (営業用)										
	乗 用	7,200円 (5,500円)										
	貨物用	4,000円 (3,000円)										
	その他	2,400円										
	イ 小型特殊自動車											
	農耕作業用	1,600円										
	その他	4,700円										
	③2輪の小型自動車	4,000円										
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき2,434円		1,000本につき2,668円				1,000本につき2,977円			1,000本につき3,298円	
特 別 土 地 保有 税	保有分・・・取得価格	1.4%										
	取得分・・・ 〃	3% ※平成15年度以降、当分の間新たな課税は停止										
事 業 所 税	資産割 ……事業所床面積	1㎡につき 600円							同左			
	従業者割 ……支払給与総額	0.25%							同左			
	新增設分 ……新增設事業所床面積	1㎡につき 6,000円							廃止			

(1) 大阪市税の税率変遷(その8)

特 別 土 地 保 有 税	保有分・・・取得価格 取得分・・・ 〃	1.4% 3%	※平成15年度以降、当分の間新たな課税は停止
事 業 所 税	資産割 ……事業所床面積 従業者割 ……支払給与総額	1㎡につき 600円 0.25%	
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を 利用される方1人1目につき		150円

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その9)

税目	課税標準	令和元年度		令和2年度		
市 民 税	個人均等割	3,500円(府民税1,800円)				
	所得割・・・総所得金額等	8%(府民税2%)				
	法人均等割	①(1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの50,000円 (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの50人以下 50人超 ② 資本金等の額が1,000万円以下の法人50,000円 120,000円 ③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人130,000円 150,000円 ④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人160,000円 400,000円 ⑤ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人410,000円 1,750,000円 ⑥ 資本金等の額が50億円を超える法人410,000円 3,000,000円				
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税) (府税2.0%(不均一課税))				
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%				
都市計画税		0.3%				
軽自動車税	環境性能割・・・取得価格	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税		①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税		
		②ガソリン軽自動車 * 令和元年10月1日から令和2年9月30日に取得したもの 自家用 (営業用)		②ガソリン軽自動車 * 令和元年10月1日から令和3年3月31日に取得したもの 自家用 (営業用)		
		ア 乗用車 令和2年度燃費基準+10%達成 非課税 (非課税)		ア 乗用車 令和2年度燃費基準+10%達成 非課税 (非課税)		
		〃 〃 達成 * 非課税 (0.5%)		〃 〃 達成 * 非課税 (0.5%)		
		平成27年度燃費基準+10%達成 * 1.0% (1.0%)		平成27年度燃費基準+10%達成 * 1.0% (1.0%)		
		上記以外の車両 * 1.0% (2.0%)		上記以外の車両 * 1.0% (2.0%)		
		イ 貨物 平成27年度燃費基準+20%達成 非課税 (非課税)		イ 貨物 平成27年度燃費基準+20%達成 非課税 (非課税)		
		〃 +15%達成 1.0% (0.5%)		〃 +15%達成 1.0% (0.5%)		
		〃 +10%達成 2.0% (1.0%)		〃 +10%達成 2.0% (1.0%)		
		上記以外の車両 2.0% (2.0%)		上記以外の車両 2.0% (2.0%)		
	種類別 ①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下 〃 0.09ℓ超 ミニカー ②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 * 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両 3,600円 * 3,900円 自家用 (営業用) * 10,800円 (* 6,900円) * 5,000円 (* 3,800円) 3,600円 2,400円 5,900円 6,000円				
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき5,692円		1,000本につき6,122円 (令和2年10月1日以降)		
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円				
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%				
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき	150円				

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その10)

税目	課税標準	令和3年度		令和4年度	
市民税	個人均等割	3,500円(府民税1,800円)			
	個人所得割・・・総所得金額等	8%(府民税2%)			
	法人均等割	①(1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの50,000円 (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの50人以下 50人超 ② 資本金等の額が1,000万円以下の法人50,000円 120,000円 ③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人130,000円 150,000円 ④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人160,000円 400,000円 ⑤ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人410,000円 1,750,000円 ⑥ 資本金等の額が50億円を超える法人410,000円 3,000,000円			
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税)(府税2.0%(不均一課税))			
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%			
都市計画税		0.3%			
軽自動車税	環境性能割・・・取得価格	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税		①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税	
		②ガソリン軽自動車 * 令和元年10月1日から令和3年12月31日に取得したもの 自家用 (営業用)		②ガソリン軽自動車 自家用 (営業用)	
		ア 乗用車 令和12年度燃費基準75%達成(令和2年度燃費基準を達成したものに限り) 非課税 (非課税)		ア 乗用車 令和12年度燃費基準75%達成(令和2年度燃費基準を達成したものに限り) 非課税 (非課税)	
		〃 60%達成(〃) * 非課税 (0.5%)		〃 60%達成(〃) 1.0% (0.5%)	
		〃 55%達成 * 1.0% (1.0%)		〃 55%達成 2.0% (1.0%)	
		上記以外の車両 * 1.0% (2.0%)		上記以外の車両 2.0% (2.0%)	
		イ 貨物 平成27年度燃費基準125%達成 非課税 (非課税)		イ 貨物 平成27年度燃費基準125%達成 非課税 (非課税)	
		〃 120%達成 1.0% (0.5%)		〃 120%達成 1.0% (0.5%)	
		〃 115%達成 2.0% (1.0%)		〃 115%達成 2.0% (1.0%)	
		上記以外の車両 2.0% (2.0%)		上記以外の車両 2.0% (2.0%)	
	種類別 ①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下 〃 0.09ℓ超 ミニカー ②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	2,000円			
		2,000円			
		2,400円			
		3,700円			
		* 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両			
		3,600円			
		* 3,900円			
		自家用 (営業用)			
		* 10,800円(* 6,900円)			
		* 5,000円 (* 3,800円)			
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき6,552円			
		(令和3年10月1日以降)			
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円			
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%			
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき	150円			

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その11)

市 民 税	課 税 標 準	令和5年度										
	個 人 均等割	3,500円（府民税1,800円）										
	所得割・・・総所得金額等	8%（府民税2%）										
	法人均等割	①（1） 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの （2） 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの （3） 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの （4） 一般社団法人・一般財団法人（非営利型を除く。） （5） 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ② 資本金等の額が1,000万円以下の法人 ③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 ④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 ⑤ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 ⑥ 資本金等の額が50億円を超える法人										
	法人税割・・・法人税額	8.2%（不均一課税）（府税2.0%（不均一課税））										
固定資産税	賦課期日現在の価格		1.4%									
0.3%												
都市計画税	環境性能割・・・取得価格		（令和5年12月31日まで）（令和6年1月1日から）									
軽 自 動 車 税	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車		非課税				①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車				非課税	
	②ガソリン軽自動車		自家用（営業用）				②ガソリン軽自動車				自家用（営業用）	
	ア 乗用車 令和12年度燃費基準75％達成		非課税（非課税）				ア 乗用車 令和12年度燃費基準80％達成				非課税（非課税）	
	〃 60％達成		1.0%（0.5%）				〃 70％達成				1.0%（0.5%）	
	〃 55％達成		2.0%（1.0%）				〃 60％達成				2.0%（1.0%）	
	上記以外の車両		2.0%（2.0%）				上記以外の車両				2.0%（2.0%）	
	イ 貨 物 平成27年度燃費基準125％達成		非課税（非課税）				イ 貨 物 令和4年度燃費基準105％達成				非課税（非課税）	
	〃 120％達成		1.0%（0.5%）				令和4年度燃費基準達成				1.0%（0.5%）	
	〃 115％達成		2.0%（1.0%）				令和4年度燃費基準95％達成				2.0%（1.0%）	
	上記以外の車両		2.0%（2.0%）				上記以外の車両				2.0%（2.0%）	
	①原動機付自転車及び2輪車等		③燃費性能等に応じたグリーン化特例による軽課（3輪以上の軽自動車）〔対象車両〕 令和3年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの									
	原動機付自転車 総排気量50cc以下 2,000円 軽2輪（軽自動車）2輪のもの 3,600円		④については令和7年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの									
〃 50cc超90cc以下 2,000円 〃 その他のもの 3,600円		電気軽自動車・天然ガス軽自動車※1 ガソリン車・ハイブリッド車※2										
〃 90cc超 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円		3輪のもので総排気量660cc以下 乗用 営業用 1,000円				2,000円 3,000円④						
原動機付自転車 ミニカー 3,700円 〃 その他のもの 5,900円		乗用 自家用 〃				（基準1）（基準2）						
2輪の小型自動車 6,000円		貨物用 営業用 〃										
		貨物用 自家用 〃										
②4輪以上及び3輪の軽自動車 ＊1 ＊2 ＊3		4輪以上のもので総排気量 660cc以下 乗用 営業用 1,800円				3,500円 5,200円④						
3輪のもので総排気量660cc以下 4,600円 3,100円 3,900円		乗用 自家用 2,700円				（基準1）（基準2）						
4輪以上のもので総排気量 660cc以下 乗用 営業用 8,200円 5,500円 6,900円		貨物用 営業用 1,000円										
乗用 自家用 12,900円 7,200円 10,800円		貨物用 自家用 1,300円										
貨物用 営業用 4,500円 3,000円 3,800円		※1 天然ガス軽自動車については、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より										
貨物用 自家用 6,000円 4,000円 5,000円		10%以上窒素酸化物を低減する車両に限る。										
＊1 最初の新規車両から13年を経過した車両		※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。										
＊2 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両		基準1・・・ 令和12年度燃費基準90％達成し、かつ令和2年度燃費基準値達成										
＊3 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両		基準2・・・ 令和12年度燃費基準70％達成し、かつ令和2年度燃費基準値達成										
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき6,552円										
事 業 所 税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円										
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%										
入湯税	鉱泉浴場施設（温泉施設）を利用される方1人1日につき	150円										

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その12)

税 目		課 税 標 準	令和6年度																																																																																																								
市 民 税	個 人	均等割	3,000円(府民税1,300円)																																																																																																								
		所得割・・・総所得金額等 森林環境税	8%(府民税2%) 1,000円																																																																																																								
	法 人	法人均等割	① (1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの			50,000円																																																																																																					
			従業員 50人以下	50人超																																																																																																							
		② 資本金等の額が1,000万円以下の法人	50,000円	120,000円																																																																																																							
		③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	130,000円	150,000円																																																																																																							
	④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	160,000円	400,000円																																																																																																								
	⑤ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	410,000円	1,750,000円																																																																																																								
	⑥ 資本金等の額が50億円を超える法人	410,000円	3,000,000円																																																																																																								
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税) (府税2.0%(不均一課税))																																																																																																									
固定資産税	賦課期日現在の価格		1.4%																																																																																																								
都市計画税			0.3%																																																																																																								
軽自動車税	環境性能割・・・取得価格	<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><th colspan="5">電気軽自動車及び天然ガス軽自動車</th></tr><tr><td rowspan="4">ガソリン軽自動車</td><td rowspan="2">乗用車</td><td>R12燃費基準80%達成</td><td colspan="2" rowspan="4">非課税</td></tr><tr><td>トラック(貨物)</td><td>R4燃費基準105%達成</td></tr><tr><td rowspan="2">乗用車</td><td>R12燃費基準70%達成</td></tr><tr><td>トラック(貨物)</td><td>R4燃費基準達成</td></tr><tr><td rowspan="2">乗用車</td><td>R12燃費基準60%達成</td><td rowspan="2">1.0%</td><td rowspan="2">0.5%</td></tr><tr><td>トラック(貨物)</td><td>R4燃費基準95%達成</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の車両</td><td rowspan="2">乗用車</td><td></td><td rowspan="2">2.0%</td><td rowspan="2">2.0%</td></tr><tr><td>トラック(貨物)</td><td></td></tr></table>				区分			税率		自家用	営業用	電気軽自動車及び天然ガス軽自動車					ガソリン軽自動車	乗用車	R12燃費基準80%達成	非課税		トラック(貨物)	R4燃費基準105%達成	乗用車	R12燃費基準70%達成	トラック(貨物)	R4燃費基準達成	乗用車	R12燃費基準60%達成	1.0%	0.5%	トラック(貨物)	R4燃費基準95%達成	上記以外の車両	乗用車		2.0%	2.0%	トラック(貨物)																																																																			
	区分			税率																																																																																																							
自家用				営業用																																																																																																							
電気軽自動車及び天然ガス軽自動車																																																																																																											
ガソリン軽自動車	乗用車	R12燃費基準80%達成	非課税																																																																																																								
		トラック(貨物)			R4燃費基準105%達成																																																																																																						
	乗用車	R12燃費基準70%達成																																																																																																									
		トラック(貨物)			R4燃費基準達成																																																																																																						
乗用車	R12燃費基準60%達成	1.0%	0.5%																																																																																																								
	トラック(貨物)			R4燃費基準95%達成																																																																																																							
上記以外の車両	乗用車		2.0%	2.0%																																																																																																							
		トラック(貨物)																																																																																																									
	種別割	① 原動機付自転車及び2輪車等 <table><tr><th colspan="2">種類</th><th>税額</th></tr><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>総排気量50cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>総排気量50cc超90cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>総排気量90cc超125cc以下</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>3,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">軽2輪(軽自動車)</td><td>総排気量125cc超250cc以下</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>その他</td><td>3,600円</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,900円</td></tr><tr><td>2輪の小型自動車</td><td>総排気量250cc超</td><td>6,000円</td></tr></table> ② 4輪以上及び3輪の軽自動車 <table><tr><th colspan="3">種類</th><th colspan="3">税額</th></tr><tr><th colspan="3"></th><th>* 1</th><th>* 2</th><th>* 3</th></tr><tr><td colspan="3">3輪のもので総排気量660cc以下</td><td>4,600円</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上のもので総排気量660cc以下</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>8,200円</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>12,900円</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>4,500円</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr></table> * 1 最初の新規検査から13年を経過した車両 * 2 H27.3.31以前に最初の新規検査をした車両 * 3 H27.4.1以後に最初の新規検査をした車両 ③ 燃費性能等に応じたグリーン化特例による軽減 [対象車両] R3.4.1からR8.3.31までに最初の新規検査を受けたもの (㊦についてはR7.3.31までに最初の新規検査を受けたもの) <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">種類</th><th colspan="3">税額</th></tr><tr><th>電気軽自動車 天然ガス軽自動車</th><th colspan="2">ガソリン車・ハイブリッド車</th></tr><tr><th colspan="3" rowspan="4">3輪のもので総排気量660cc以下</th><td rowspan="4">1,000円</td><td>基準1</td><td>基準2</td></tr><tr><td>2,000円</td><td>3,000円㊦</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><th rowspan="4">4輪以上のもので総排気量660cc以下</th><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td rowspan="2">1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円㊦</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td></td><td></td></tr></table> ※基準1・・・R12燃費基準90%以上達成し、かつR2燃費基準値達成 ※基準2・・・R12燃費基準70%以上達成し、かつR2燃費基準値達成				種類		税額	原動機付自転車	総排気量50cc以下	2,000円	総排気量50cc超90cc以下	2,000円	総排気量90cc超125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽2輪(軽自動車)	総排気量125cc超250cc以下	3,600円	その他	3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	2輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円	種類			税額						* 1	* 2	* 3	3輪のもので総排気量660cc以下			4,600円	3,100円	3,900円	4輪以上のもので総排気量660cc以下	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	種類			税額			電気軽自動車 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車		3輪のもので総排気量660cc以下			1,000円	基準1	基準2	2,000円	3,000円㊦					4輪以上のもので総排気量660cc以下	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円㊦	自家用	2,700円			貨物用	営業用	1,000円			自家用	1,300円		
種類		税額																																																																																																									
原動機付自転車	総排気量50cc以下	2,000円																																																																																																									
	総排気量50cc超90cc以下	2,000円																																																																																																									
	総排気量90cc超125cc以下	2,400円																																																																																																									
	ミニカー	3,700円																																																																																																									
軽2輪(軽自動車)	総排気量125cc超250cc以下	3,600円																																																																																																									
	その他	3,600円																																																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																																									
	その他	5,900円																																																																																																									
2輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円																																																																																																									
種類			税額																																																																																																								
			* 1	* 2	* 3																																																																																																						
3輪のもので総排気量660cc以下			4,600円	3,100円	3,900円																																																																																																						
4輪以上のもので総排気量660cc以下	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円																																																																																																						
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円																																																																																																						
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円																																																																																																						
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円																																																																																																						
種類			税額																																																																																																								
			電気軽自動車 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車																																																																																																							
3輪のもので総排気量660cc以下			1,000円	基準1	基準2																																																																																																						
				2,000円	3,000円㊦																																																																																																						
4輪以上のもので総排気量660cc以下	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円㊦																																																																																																						
		自家用		2,700円																																																																																																							
	貨物用	営業用	1,000円																																																																																																								
		自家用	1,300円																																																																																																								
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき6,552円																																																																																																									
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円																																																																																																									
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%																																																																																																									
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき	150円																																																																																																									

③ 燃費性能等に応じたグリーン化特例による軽課

[対象車両] R3.4.1からR8.3.31までに最初の新規検査を受けたもの

(㊸についてはR7.3.31までに最初の新規検査を受けたもの)

種類			税額		
			電気軽自動車 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車	
3輪のもので総排気量660cc以下	乗用	営業用	1,000円	基準1	基準2
		自家用		2,000円	3,000円㊸
	貨物用	営業用			
		自家用			
4輪以上のもので総排気量660cc以下	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円㊸
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※基準1・・・R12燃費基準90%以上達成し、かつR2燃費基準値達成

※基準2・・・R12燃費基準70%以上達成し、かつR2燃費基準値達成

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その13)

税 目		課 税 標 準	令和7年度		
市 民 税	個 人	均等割	3,000円(府民税1,300円)		
		所得割・・・総所得金額等	8%(府民税2%)		
		森林環境税	1,000円		
	法 人	法人均等割	① (1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		
			50,000円		
			従業員 50人以下 50人超		
			② 資本金等の額が1,000万円以下の法人 50,000円 120,000円		
			③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 130,000円 150,000円		
			④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 160,000円 400,000円		
固定資産税 都市計画税	法人税割・・・法人税額		8.2%(不均一課税) (府税2.0%(不均一課税))		
	賦課期日現在の価格		1.4%		
軽自動車税	環境性能割・・・取得価格		0.3%		
	種別割		① 原動機付自転車及び2輪車等		
市たばこ税	市内売渡本数		1,000本につき6,552円		
	事業所税		1㎡につき 600円		
入湯税	資産割・・・事業所床面積		0.25%		
	従業員割・・・支払給与総額		150円		
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を 利用される方1人1日につき		150円		

区分			税率	
			自家用	営業用
電気軽自動車及び天然ガス軽自動車			非課税	
ガソリン軽自動車	乗用車	R12燃費基準80%達成		
	トラック(貨物)	R4燃費基準105%達成		
	乗用車	R12燃費基準75%達成	1.0%	0.5%
	トラック(貨物)	R4燃費基準達成		
	乗用車	R12燃費基準70%達成	2.0%	1.0%
	トラック(貨物)	R4燃費基準95%達成		
上記以外の車両	乗用車		2.0%	2.0%
	トラック(貨物)			

種類		税額
原動機付自転車	総排気量50cc以下または定格出力0.6kW以下	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下または定格出力0.6kWを超0.8kW以下	2,000円
	総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下または定格出力0.8kW超1kW以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽2輪(軽自動車)	総排気量125cc超250cc以下	3,600円
	その他	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
2輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円

種類			税額		
			* 1	* 2	* 3
3輪のもので総排気量660cc以下			4,600円	3,100円	3,900円
4輪以上のもので総排気量660cc以下	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

* 1 最初の新規検査から13年を経過した車両
* 2 H27.3.31以前に最初の新規検査をした車両
* 3 H27.4.1以後に最初の新規検査をした車両

種類			税額		
			電気軽自動車 天然ガス軽自動車	基準1	基準2
3輪のもので総排気量660cc以下	乗用	営業用	1,000円	2,000円	3,000円⑩
		自家用			
	貨物用	営業用			
		自家用			
4輪以上のもので総排気量660cc以下	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円⑩
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷（その14）

備 考

昭和37年度から令和5年度までの市民税（所得割）の税率は次のとおりである。

所得割の税率（平成18年度までは超過累進税率）

税率	（昭和37年度）	（昭和38年度）	（昭和48年度）	（昭和56～59年度）
2%	10万円以下	15万円以下	30万円以下	30万円以下
3%	10万円超	15万円超	30万円超	30万円超
4%	20万円超	40万円超	50万円超	45万円超
5%	50万円超	70万円超	80万円超	70万円超
6%	100万円超	同左	110万円超	100万円超
7%	150万円超		150万円超	130万円超
8%	250万円超		250万円超	230万円超
9%	400万円超		400万円超	370万円超
10%	600万円超		600万円超	570万円超
11%	1,000万円超		1,000万円超	950万円超
12%	2,000万円超		2,000万円超	1,900万円超
13%	3,000万円超		3,000万円超	2,900万円超
14%	5,000万円超		5,000万円超	4,900万円超

（昭和60～62年度）		（昭和63年度）		（平成元年～2年度）		（平成3～6年度）	
2.5%	20万円以下	3%	60万円以下	3%	120万円以下	3%	160万円以下
3%	20万円超						
4%	45万円超						
5%	70万円超	5%	60万円超				
6%	95万円超						
7%	120万円超	7%	130万円超				
8%	220万円超	8%	260万円超	8%	120万円超	8%	160万円超
9%	370万円超						
10%	570万円超	10%	460万円超				
11%	950万円超	11%	950万円超	11%	500万円超	11%	550万円超
12%	1,900万円超	12%	1,900万円超				
13%	2,900万円超						
14%	4,900万円超						

（平成7・8年度）		（平成9・10年度）		（平成11～18年度）		（平成19～29年度）	
3%	200万円以下	3%	200万円以下	3%	200万円以下	6%	
8%	200万円超	8%	200万円超	8%	200万円超	（平成30年度～）	
11%	700万円超	12%	700万円超	10%	700万円超	8%	